

第二百四十七条を二百四十五条とする。

第二百四十八条第一号中「第十条の二」、第二十九条（第四十九条の十一第一項）を「第四条第一項、第十四条第三項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）」、第十六条（第五十四条第一項）に、「第三十一条」を「第十九条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条第一項、第五十八条规定する」を「第四条第二項又は第四十九条第二項の投資信託約款に記載すべき」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十六条第二項（第四十九条の十一第一項）」を「第五条第一項（第五十四条第一項）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「第二十八条第一項（第四十九条の十一第一項）」を「第十三条第一項（第五十四条第一項）」に、「第三十四条の六第一項」を「第二百三十二条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「第二十三条第一項（第四十九条の十一第一項）」を「第十四条第一項（第五十四条第一項）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号から第十三号までを削り、同条第十四号中「第四十八条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十五号を同条第七号とし、同条第十六号から第十九号までを八号ずつ

繰り上げ、同条を第二百四十六条とする。

第二百四十九条第一号中「第五条第六項又は第四十九条の五第二項」を「第六条第六項又は第五十条第二項」に改め、同条第二号から第七号までを削り、同条第八号中「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第一号及び第六号を除く。）若しくは第三十七条の四第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第二百九十七条において準用する同法第三十七条の三第二項若しくは第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第二百四十九条第九号から第十一号までを削り、同条を第二百四十七条とする。

第二百五十条第一号中「第一百四十条第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二百四十二条第一号から第二号まで」を「第二百四十条又は第二百四十二条第一号」に改め、同条第一号中「第二百四十三条第一号若しくは第一号又は第二百四十四条第二号若しくは第二号」を削り、同条第二号中「第二百四十五条第一号

二号若しくは第三号又は第一百四十七条第四号」を「第一百四十三条第一号又は第一百四十五条第四号」に改め、同条第四号中「第一百四十条第一号若しくは第五号、第一百四十二条第四号、第一百四十三条第三号、第一百四十四条第一号、第一百四十五条第一号、第一百四十七条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号」を「第一百四十三条第一号、第一百四十五条第一号から第二号」に改め、同条を第一百四十八条とする。

第二百五十二条中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、「一般事務受託者」の下に「資産運用会社」を加え、同条第八号中「第十六条の二（第四十九条の十一第一項）」を「第十一条（第五十四条第一項）」に、「第三十四条の四」を「第二百一条」に改め、同条第九号中「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条第十号中「第四十九条の二第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第十一号中「第四十九条の七」を「第五十三条」に改め、同条第三十四号を削り、同条を第二百四十九条とする。

第二百五十二条各号中「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第一百五十条とする。

第一百五十三条を第二百五十一条とする。

第一百五十四条各号中「第四十九条」を「第二十六条第七項（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条を第二百五十二条とする。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第六条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引ヲ除ク）、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引（顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノ）を「（有価証券関連デリバティブ取引ニ該当スルモノヲ除ク）又ハ有価証券関連デリバティブ取引（書面取次行為）に改め、同項第八号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十五条第二項各号」を「第三十三条第二項各号」に、「第二条第八項第四号」を「第二条第八項第六号」に改め、同項第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引ニ該当スルモノヲ除ク次号ニ於テ同ジ）ニシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノヲ為スコト（第十一号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク）

十六 デリバティブ取引（主務省令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト

第二十八条第一項第十七号中「前二号」を「第十五号」に改め、同項第十九号及び第二十号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第四項を次のように改める。

第一項第七号又ハ第十五号ノ「有価証券関連デリバティブ取引」又ハ「書面取次行為」トハ夫々金融商品取引法第二十八条第八項第六号ニ規定スル有価証券関連デリバティブ取引又ハ同法第三十三条第二項ニ規定スル書面取次ぎ行為ヲ謂フ

第二十八条第五項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「掲グル」を「規定スル」に改め、同条第六項を次のように改める。

第一項第十五号若ハ第十六号ノ「デリバティブ取引」又ハ同項第十九号若ハ第二十号ノ「有価証券関連店頭デリバティブ取引」トハ夫々金融商品取引法第二条第二十項ニ規定スルデリバティブ取引又ハ同法第二十八条第八項第四号ニ掲グル行為ヲ謂フ

第二十八条第七項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二

号の次に次の一号を加える。

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十一第一項  
二規定スル短期投資法人債

第二十八条ノ四第一項第一号ホを次のように改める。

ホ　金融商品取引法第二十八条第八項ニ規定スル有価証券関連業ヲ當ム者（同法第二条第十二条ニ規定スル金融商品仲介業者ヲ除ク）

第二十八条ノ六第一項第二号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に改める。

第二十九条第一項第一号を次のように改める。

一　国債等又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得及金融商品取引法第二十八条第八項第三号ニ掲グル行為（同号イニ掲グル取引ヲ除ク）又ハ同項第五号ニ掲グル行為（同号ニ掲グル行為ニシテ同項第三号イニ掲グル取引ニ類似ノ取引ヲ除ク）ヲ為スコト

第三十条ノ二第一項中「受入」の下に「（第三十条ノ二ノ三ニ規定スル特定預金ノ受入ヲ除ク）」を加

え、同条第二項中「二規定スル業務以外ノ業務ニ関シ」を「及第三十条ノ二ノ三並ニ」に、「別段ノ定アルモノヲ除ク」を「定アルモノ」に改め、「説明」の下に「其ノ業務ニ関シテ取得シタル顧客ニ関スル情報ノ適切ナル取扱其ノ業務ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於ケル当該業務ノ的確ナル遂行」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十条ノ二ノ二 商工組合中央金庫ハ其ノ業務ニ関シ次ニ掲グル行為（次条ニ規定スル特定預金契約ノ締結ノ業務ニ關シテハ第四号ニ掲グル行為ヲ除ク）ヲ為スコトヲ得ズ

一 顧客ニ対シ虚偽ノコトヲ告ゲル行為

二 顧客ニ対シ不確實ナル事項ニ付断定的判断ノ提供ヲ為シ又ハ確實タルト誤認セシムル虞アルコトヲ告ゲル行為

三 顧客ニ対シ商工組合中央金庫其ノ他商工組合中央金庫ト主務省令ニ定ムル密接ナル關係ヲ有スル者ノ當ム業務ニ係ル取引ヲ行フコトヲ条件トシテ信用ヲ供与シ又ハ信用ノ供与ヲ約スル行為（顧客ノ保護ニ欠ケル虞ナキモノトシテ主務省令ニ定ムルモノヲ除ク）

四 前三号ニ掲グルモノノ外顧客ノ保護ニ欠ケル虞アルモノトシテ主務省令ヲ以テ定ムル行為

第三十条ノ二ノ三 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項乃至第八項並ニ第三十四条の三第五項及第六項ヲ除ク）、同章第二節第一款（第三十五条乃至第三十六条の四、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及第六号並ニ第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項但書及第五項、第四十条の二並ニ第四十条の三ヲ除ク）及第四十五条（第三号及第四号ヲ除ク）ノ規定ハ商工組合中央金庫ガ行フ特定預金契約（特定預金（金利、通貨ノ価格、同法第二条第十四項ニ規定スル金融商品市場ニ於ケル相場其ノ他ノ指標ニ係ル変動ニ依リ其ノ元本ニ付損失ガ生ズル虞アル預金トシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ））ノ受入ヲ内容トスル契約ヲ謂フ）ノ締結ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ此等ノ規定中「金融商品取引契約」トアルハ之ヲ「特定預金契約」トシ、「金融商品取引業」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結の業務」トシ、此等ノ規定（同法第三十九条第三項本文ノ規定ヲ除ク）中「内閣府令」トアルハ之ヲ「主務省令」トシ、此等ノ規定（同法第三十四条ノ規定ヲ除ク）中「金融商品取引行為」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行ふことを内容とする契約」トアルハ之ヲ

「商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金契約」トシ、同法第三十七条第一項第一号中「商号、名称又は氏名」トアルハ之ヲ「名称」トシ、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」トアルハ之ヲ「交付するほか、預金者の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金契約の内容その他預金者に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」トシ、同項第一号中「商号、名称又は氏名」トアルハ之ヲ「名称」トシ、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（賃戻価格があらかじめ定められている賃戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」トアルハ之ヲ「特定預金契約」トシ、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」トアルハ之ヲ「顧客」トシ、「補足するため」トアルハ之ヲ「補足するため、当該特定預金契約によらないで」トシ、同項第

一号及第三号中「有価証券売買取引等」トアルハ之ヲ「特定預金契約の締結」トシ、「有価証券等」ト  
アルハ之ヲ「特定預金契約」トシ、同項第二号中「追加するため」トアルハ之ヲ「追加するため、当該  
特定預金契約によらないで」トシ、同項第三号中「追加するため、」トアルハ之ヲ「追加するため、当  
該特定預金契約によらないで」トシ、同條第二項中「有価証券売買取引等」トアルハ之ヲ「特定預金契  
約の締結」トシ、同條第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」トアルハ之ヲ「原因と  
なるもの」トシ、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の一第  
四項及び第四十三条の四」トアルハ之ヲ「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同  
項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」トス  
第五十条を次のように改める。

第五十条 第三十条ノ二ノ三ニ於テ準用スル金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」ト謂フ）第三  
十九条第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス  
第五十条の次に次の六条を加える。

第五十条ノ二 商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ商工

組合中央金庫ノ業務ノ範囲外ニ於テ貸付若ハ手形ノ割引ヲ為シ又ハ投機取引ノ為ニ商工組合中央金庫ノ財産ヲ処分シタルトキハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ規定ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）ニ正条アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五十条ノ三 第三十条ノ二ノ二（第一号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テ顧客以外ノ者（商工組合中央金庫ヲ含ム）ノ利益ヲ図リ又ハ顧客ニ損害ヲ与フル目的ヲ以テ当該違反行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第五十条ノ四 準用金融商品取引法第三十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

第五十条ノ五 前条ノ場合ニ於テ犯人又ハ情ヲ知リタル第三者ガ受ケタル財産上ノ利益ハ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第五十条ノ六 次ノ各号ノ何レカニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号ヲ除ク）ニ規定スル事項ヲ表示セズ又ハ虚偽ノ表示

## ヲ為シタル者

一 準用金融商品取引法第三十七条第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及第六号ヲ除ク）ノ規定ニ違反シテ書面ヲ交付セズ又ハ同項ニ規定スル事項ヲ記載セザル書面若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書面ヲ交付シタル者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書面ヲ交付シタル者

第五十条ノ七 法人（法人ニ非ザル団体ニシテ代表者又ハ管理人ノ定ヲ有スルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ次ノ各

号ニ掲タル規定ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ対シ當該各号ニ定ムル

罰金刑ヲ其ノ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

一 第五十条 三億円以下ノ罰金刑

二 第五十条ノ三 一億円以下ノ罰金刑

三 第五十条ノ四 一億円以下ノ罰金刑

#### 四 前条 同条ノ罰金刑

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル団体ヲ処罰スル場合ニハ其ノ代表者又ハ管理人が其ノ訴訟行為ニ付其ノ団体ヲ代表スル外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ關スル法律ノ規定ヲ準用ス（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第七条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二 信託受益権売買等業務（信託受益権の売買等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等をいう。）を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）

第二条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条第一項中「第二十二条から」の下に「第二十四条まで、第二十五条から」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 金融商品取引法第三十三条の二の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関は、信託受益権売買等

業務を當む」ことができる。

第二条に次の二項を加える。

- 4 信託業務を當む金融機関が前項の規定により信託受益権売買等業務を當む場合においては、当該金融機関を登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）とみなして、同法第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条、第三十六条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十五条第一号及び第二号、第四十八条、第四十八条の一、第五十一条の一、第五十二条の二第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第一百九十条並びに第一百九十四条の五第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項中「次の各号のいづれか」とあるのは「第三号又は第五号」と、「当該登録金融機関の第三十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「前項第二号から第五号までのいづれか」とあるのは「前項第三号又は第五号」とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(金融商品取引法の準用)

第二条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三十七条第一項第二号、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第一項、第三十七条の四、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項及び第五項、第四十条第一号、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定は、金融機関が行う特定信託契約（信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（金融商品取引法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を

行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「住所」と、同法第三十七条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。）の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補てん等（同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補てん又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補てん等」と、同条第四項中「事故」とあるのは「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した」に改め、同条各号を削る。

第十七条第五号から第八号までを削り、同条第九号を同条第五号とし、同条第十号を同条第六号とする。

第十八条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項（第一号を除く。）の規定に違反した者

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 前条第二号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条に次の三号を加える。

五 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第一号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

七 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第一号から第四号まで及び第

六号を除く。) の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第二十一条第三号中「前三条」を「第十八条(第二号を除く。)又は前二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十八条第二号 一億円以下の罰金刑

第二十一条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とする。

(農業協同組合法の一部改正)

第八条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条の四」を「第九十二条の五」に改める。

第十条第六項第三号の二中「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(利用者の書面による注文を受けてその計算においてするもの)を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価

証券関連デリバティブ取引（書面取次ぎ行為）に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて主務省令で定めるもののうち、第六号に掲げる事業に該当するもの以外のもの

第十条第六項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの

第十条第六項第十三号中「前号」を「第十二号」に改め、同項第十四号中「第十二号」を「第十二号の二」に改め、同項第十五号及び第十六号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第七項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十五条第二項各号」を「第三十二条第二項各号」に改め、同条第十一項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

第十条第十二項を次のように改める。

第六項第二号の二及び第十二条の二の「有価証券関連デリバティブ取引」、同項第三号の二の「書面取次ぎ行為」、同項第十二号の「店頭デリバティブ取引」、同項第十二号、第十五号及び第十六号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」又は同項第十二号の二の「デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第三十三条第一項に規定する書面取次ぎ行為、同法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引、同法第二十条第八項第四号に掲げる行為又は同法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

第十条第十四項中「証券取引法第一条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第十六条項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第十一条の二の三中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定貯金等契約の締結の事業に関する行為、第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第

二十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第一号、第三十七条の一、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第二項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五项、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十二条の五において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同

じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十一條の二の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七條の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九條第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるの

は「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十二条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一條の三第一項中「受入れ」の下に「（特定貯金等の受入れを除く。）」を加え、同条第二項中「前項及び」を「前条及び前項並びに」に改める。

第十一條の十中「掲げる行為」の下に「（第十一條の十の三に規定する特定共済契約の締結に関する行為及び第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十一条の十の一 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次条に規定する特定共済契約の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

第十一条の十の二 第十条第一項第十号の事業を行う組合（第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第一号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定は、第十条第一項第十号の事業を行う組合が行う特定共済契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として農林水産省令で定めるものをいう。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」

とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農業協同組合法第十二条の十の三に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他農業協同組合法第十二条の十第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（賃戻価格があらかじめ定められている賃戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場

合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（農業協同組合法第十一條の八に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項

を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第十一条の四十七第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下の号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定す

る外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

第十一条の四十七第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第三十条の四第二項第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第九十二条の三第二項中「前条第三項」の下に「第九十二条の五」を加える。

第九十二条の四第一項中「第五十二条の四十六」を「第五十二条の四十五の二」に改め、同条第二項中「特定信用事業代理行為」との下に「「特定預金等契約」とあるのは「農業協同組合法第十二条の二

の四に規定する特定貯金等契約」とを、「第九十二条の二第二項第二号」との下に「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五」とを加え、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

第九十二条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十八条第一号及び第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農業協同組合法第十二条の二の四に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農業協同組合法第十二条の二の四に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農業協同組合法第

十一条の二の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（農業協同組合法第十一條の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第五条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」

と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められて  
いる買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において  
「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバ  
ティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧  
客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項の認可を受けた  
金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買  
又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同  
じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約に  
よらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締  
結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第一号中「追加するため」とあるのは  
「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは  
「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とある  
のは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあ

るのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第九十二条第二項中「第一百条の三第一項第四号」を「第一百条の四第一項第四号」に改める。

第九十九条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十一条の二の四、第十一条の十の三又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第九十九条の六を次のように改める。

第九十九条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者
- 二 第十一条の十の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為をした者
- 三 第十一条の十の三において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽

の記載をした書面を交付した者

第九十九条の六の次に次の二条を加える。

第九十九条の六の二 前条第一号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百条の五を第一百条の六とし、第一百条の四を第一百条の五とし、第一百条の三第一項第一号中「第九十九条の一の二」を「第九十九条の二第二号又は第九十九条の一の二」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「組合」の下に「又は特定信用事業代理業者」を加え、同項第五号中「第九十九条の一の二」を「第九十九条の二（第二号を除く。）」に、「第九十九条の六又は前条」を「第九十九条の六（第一号を除く。）又は前二条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

##### 五 第九十九条の六第一号 一億円以下の罰金刑

第一百条の三を第一百条の四とし、第一百条の二を第一百条の三とし、第一百条の次に次の二条を加える。

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第二十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 第十一条の二の四又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の二第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

（水産業協同組合法の一部改正）

第九条 水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一百二十二条の四」を「第一百二十二条の五」に改める。

第十一条第三項第三号の二を次のように改める。

二の二 有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十二年法律第二十五号）第二十

八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）

第十一條第三項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

第十一條第四項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三条第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第

二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第八十七条の二第一項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第二号までに掲げる行為

第十一條第四項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第二号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に改める。

第十一條の六の三中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定貯金等契約の締結の事業に関する行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第十一條の六の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、

第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定

は、第十一條第一項第四号の事業を行う組合が行う特定貯金等契約（特定貯金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の受入れを内容とする契約をいう。第一百二十一條の五において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定貯金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定貯金等契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第二十九條第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条中の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同法第三十四条中の規定を除く。）中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一條の六の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の二第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報

の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとし

て内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の二（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項を除く。）」、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条の七第一項中「受入れ」の下に「（特定貯金等の受入れを除く。）」を加え、同条第二項中「前項及び」を「前条及び前項並びに」に改める。

第三十四条の四第二項第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第八十七条第四項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

## 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第八十七条第五項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三條第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三條第二項第一号」に改め、同項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三條第二項第一号」に、「証券会社又は外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券会社又は当該外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三三号まで」に改め、同項第二号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三條第二項第一号」に改める。

第八十七条の三第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者うち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら當むもの（次項において「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

第八十七条の二第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第九十二条第一項中「第十三条の六の三」を「から第十三条の六の四まで」に改める。

第九十二条第二項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第二

条第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第九十三条第三項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三條第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十三條第二項第一号」に改め、同項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三條第二項第一号」に、「証券会社又は外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券会社又は当該外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三條第二項第一号」に改める。

第九十六条第一項中「、第十二条の六の三」を「から第十二条の六の四まで」に改める。

第九十七条第三項第六号中「証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二」を「金融商品取引法第三條第一項第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第九十七条第四項第一号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十二条第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同法第六十五条第二項第一号」を「同法第三十二条第二項第二項第一号」に改め、同項第二号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第一号」に改め、「証券会社又は外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券会社又は当該外国証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第二条第十一項各号」を「第二条第十一項第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「証券取引法第六十五条第二項第一号」を「金融商品取引法第三十三条第二項第二号」に改める。

第一百条第一項中「第十一条の六の三」を「から第十二条の六の四まで」に改める。

第一百一十一条の三第二項中「前条第三項」の下に「第一百二十一条の五」を加える。

第一百二十二条の四第一項中「第五十二条の四十六」を「第五十二条の四十五の二」に改め、同条第二項中「特定信用事業代理行為」との下に「「特定預金等契約」とあるのは「水産業協同組合法第十二条の六の四に規定する特定貯金等契約」とを、「第一百二十二条の二第二項第二号」との下に「同条第三项中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「水産業協同組合法第十二条の五」とを加え、第七

章の二中同条の次に次の一条を加える。

(特定信用事業代理業に関する金融商品取引法の準用)

第一百二十二条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「水産業協同組合法第十二条の六の四に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「水産業協同組合法第十二条の六の四に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「水産業協同組合法第十二条の六の四に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しよう

とするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（水産業協同組合法第十二条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第二条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があら

かじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。) 又はデリバティブ取引 (以下この条において「有価証券売買取引等」という。) とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引 (以下この条において「有価証券等」という。) とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客 (信託会社等 (信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。) が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。) とあるのは「顧客」と、「補足するため」 とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定

める。

第一百一十八条の二第四号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一 第十一条の六の四（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百二十一条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第一百二十九条の二の次に次の三条を加える。

第一百二十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百二十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の二第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第一百二十九条の四第一項第一号中「第一百二十八条の二」を「第一百二十八条の二第二号又は第一百二十八条の二」に改め、同項第四号中「第一百二十八条の二」を「第一百二十八条の二（第二号を除く。）」に、「前

条」を「前二条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第百二十九条の二の二 一億円以下の罰金刑

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「同法第二百条第一項第八号」を「同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約」と、同項第八号に改め、同条に次の二項を加える。

3 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は共済事業を行う協同組合が行う特定共済契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十八条第六項に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として主務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第一号、第三十七条の二、第三十七条の二第一項第一号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号及び第一号、第三十八条の二、第三十九条第

二項ただし書及び第五項、第四十条の一並びに第四十条の二を除く。）（通則）の規定は共済事業を行う協同組合又は共済代理店が行う特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第二項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他中小企業等協同組合法第九条の七の五第一項において読み替えて準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「共済事業を行う協同組合（中小企業等協同組合